

村山市監査委員公告 第 22 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 14 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 消防本部、消防署
2. 監査の期間 令和 5 年 12 月 7 日から令和 5 年 12 月 14 日まで
3. 監査の範囲 令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を 通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】 予算の計上について

消防施設解体撤去に係る予算において、施工業者に請け負わせる業務内容が工事請負費の予算科目から支出すべきものであるにもかかわらず、委託料に予算を計上し誤った科目により支出をしている。速やかに予算科目を修正されたい。